
第5次広陵町総合計画
(中期基本計画素案 基本目標1、2、6)

令和7年12月現在

広陵町

(凡例)

赤字：追記・修正した内容（単なる時点更新、文言修正等を除く。）

青字：削除を検討している内容

【基本目標1】自然と人が調和したまち

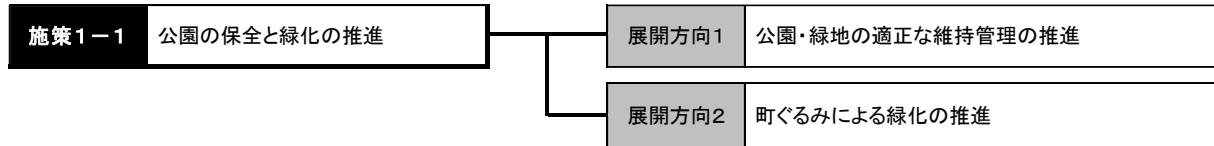
施策1－1 公園の保全と緑化の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート調査	65.0 (令和6年度)	↗
日常的に公園を利用している住民の割合	%	住民アンケート調査	令和8年度以降に把握	↗
公園の管理瑕疵による事故件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

【公 園】

○充実した公園面積の一方で深刻化する施設等の老朽化

町内には都市計画公園は、令和6(2024)年3月31日時点で、県営馬見丘陵公園を含め、27施設、約52haが整備されており、近隣10市町における一人当たり都市公園面積では、河合町に次ぐ第2位と高い水準にあります。広陵町管理の都市計画公園26施設のうち、設置後40年以上が10施設、30年以上40年未満が14施設に達しており、施設の老朽化が顕著となっています。「広陵町公園施設長寿命化計画」において、ランクC(全体的に劣化が進行)以上の施設が117施設確認されており、遊具やトイレなど利用者の安全に直結する施設更新が急務となっています。

○計画的な既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕の必要性

今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存の公園では、老朽化がさらに進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

【緑 地】

○高い緑環境の水準と住民評価

町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されており、地域住民の憩いの場として親しまれています。また、町内には葛城川、高田川、曾我川などをはじめとする多くの河川が流れています。令和7(2025)年度に実施した住民アンケートでは、まちの魅力として「自然環境が豊かである」という回答が63.2%で最も多く、住民の関心の高さが見受けられます。

○緑地や自然環境を守り活かすまちづくり推進の必要性

まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や自然環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

＜目標＞

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

＜手段＞

- 馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴付けている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。
- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
既存公園のうち、ランクC・D判定の施設数	施設	公園施設長寿命化計画 ランクC:全般的に劣化が進行している施設 ランクD:全般的に劣化が顕著な施設	ランクC:116 ランクD:1 (令和6年度)	↖
地域住民が公園・緑地を維持管理する件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↗
改修及び補修等に着手した公園施設数	箇所	都市整備課資料	11 (令和6年度)	↗

【展開方向2】町ぐるみによる緑化の推進

＜目標＞

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

＜手段＞

- 住民主体の緑化活動、生け垣用の苗木及び新築時等の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
緑化に関する活動団体数	団体	花いっぱい運動等、町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数	10 (令和6年度)	↗
記念樹及び生け垣用の苗木の配布数	件	都市整備課資料	5 (令和6年度)	↗

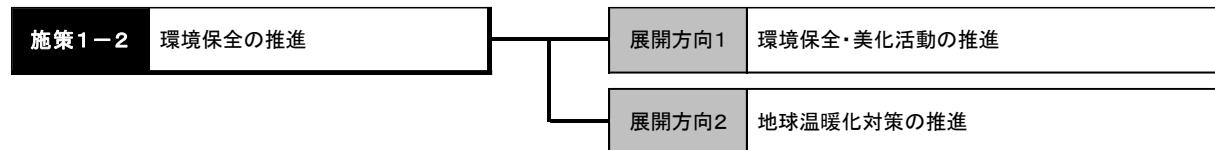
施策1－2 環境保全の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちをめざすとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会の実現をめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
公害苦情件数	件	環境政策課資料	3 (令和6年度)	↖
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	環境政策課資料	2,739 (令和6年度)	↖
庁内エネルギー使用量(原油換算)	kL	環境政策課資料	1,579 (令和6年度)	↖

◆現状と主要課題

【環境保全・環境美化】

○地域住民等と連携したごみのポイ捨て・不法投棄対策推進の必要性

地域住民が快適で住みやすいまちを実現するためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐ体制を強化する必要があります。併せて、監視・啓発活動だけでなく、地域住民や区・自治会、事業者が主体的に参加できる清掃活動や美化キャンペーンを推進することで、地域全体での環境保全意識を高めることが必要です。

○地元環境整備参加数が伸び悩む中、環境保全意識等向上の必要性

地元への環境整備活動（草刈りや清掃など）への参加数は、コロナ禍が明けた後に一旦増加したものの、令和6（2024）年度実績は微減という状況であり、広陵町全体での環境保全意識と地元の地域美化意識を高めることが課題になっています。

【地球温暖化対策】

○世界全体で広がりを見せる地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取組

世界全体で地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取組が強化されており、国連のSDGsやパリ協定に基づく枠組みのもとで各国に排出削減努力が求められており、国においても「2050年カーボンニュートラル」宣言をはじめ、地球温暖化対策推進法の改正や地方公共団体実行計画の策定義務化などの政策強化が進んでいます。

○2050年にカーボンニュートラルの実現を掲げる広陵町地球温暖化対策実行計画を策定

本町では、令和6（2024）年3月策定した「広陵町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、町全体での温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%以上削減する（国全体の削減目標（46%）以上の削減を目指す）ことを目標に掲げており、令和32（2050）年には実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を実現することとしています。

○温室効果ガス総排出量の削減、気候変動適応に向けて市町村が取り組むべきこと

温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

◆施策の展開方向

【展開方向1】環境保全・美化活動の推進

＜目標＞

広陵らしいおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

＜手段＞

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
ごみ減量に伴うボランティア袋配布枚数	枚	リーセンター業務課資料	8,020 (令和6年度)	↗
不法投棄回収出動回数	回	環境政策課資料	22 (令和6年度)	↖
地元の環境整備活動(草刈りや清掃など)への参加者数	人	環境政策課資料	1,012 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】地球温暖化対策の推進

＜目標＞

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

＜手段＞

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。
- 住宅のZEH（ゼッヂ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）¹化や自動車のEV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けて取り組みます。
- 国の動向と歩調を合わせて2050年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量(再掲)	t-CO ₂	環境政策課資料	2,739 (令和6年度)	↙
庁内エネルギー使用量(原油換算)(再掲)	kL	環境政策課資料	1,579 (令和6年度)	↘
公共施設への再生可能エネルギー導入量(累計)	kW	広陵町地球温暖化対策実行計画	60 (令和4年度)	↗
省エネルギーに関する啓発回数	回	環境政策課資料	12 (令和6年度)	↗
日常的に省エネルギーに配慮したライフスタイルを心掛けている住民の割合	%	住民アンケート調査	未実施	↗

¹ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

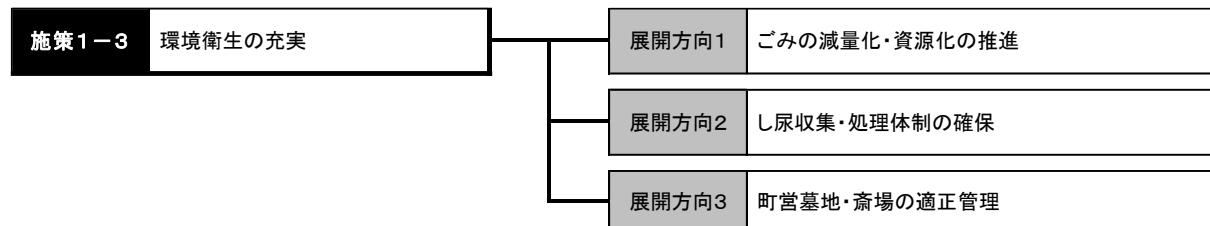
施策1-3 環境衛生の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会²の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
ごみの年間総排出量	t	一般廃棄物処理実態調査	9,653 (令和5年度)	↖
浄化槽の法定検査の受検率	%	環境政策課資料	11.3 (令和6年度)	↖
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における使用許可取消及び使用権消滅の対象となる墓地数	0 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

【ごみ処理】

○国内外問わず循環型社会の形成に向けた計画策定などが進展

近年、国内外を問わずプラスチックごみの削減や脱炭素の動きが進み、EU諸国を中心に「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」の実現に向けた政策が加速しています。国内においても、環境省が策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環法」に基づき、ごみの発生抑制・再利用促進が求められており、本町においても地域全体で廃棄物を極力減量する社会づくりが必要です。

² 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

○全体的にごみの排出が減少傾向にある中で粗大ごみは増加傾向

本町のごみ排出量は、平成 29 (2017) 年度以降横ばいから微減傾向で推移していましたが、コロナ禍（令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度まで）では一時的に増加しました。その後、令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度までにかけては、再び減少に転じました。住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和 5 (2023) 年度における国平均 851g を下回り、町民の意識改善や分別徹底の効果が見られます。事業系ごみは、令和 2 (2020) 年度以降 1,600 トン前後で横ばいになっています。また、資源ごみが最も大きく減少した一方で、可燃ごみの減少率は、3.52% と限定的であり、粗大ごみは増加傾向になっています。

○令和 7 年度からごみ処理の広域化として本格的に始動した「やまと eco」

これまでごみ処理及びリサイクルを担っていた「クリーンセンター広陵」は、地域住民との協定に基づき令和 4 (2022) 年 3 月に操業を停止し、その後「リレーセンター広陵」として中継施設に転換しました。令和 7 (2025) 年度からは、県内 10 市町村で構成する「山辺・県北西部広域環境衛生組合（やまと eco）」により、ごみ処理の広域化が本格的に始動しています。これに伴い、分別方法や収集日の見直しを行い、ガイドブックの刷新・全戸配布、広報紙・ホームページでの周知を進めましたが、現時点では分別誤りや排出日間違いなどの問合せが多く、住民理解の定着が今後の課題となっています。

○4 R の普及拡大によりごみの減量化・資源化を一層推進する必要性

本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換及び定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce (発生・排出抑制)」、使えるものは繰り返して使う「Reuse (再利用)」、ごみを資源化して再び使う「Recycle (再生利用)」からなる「3 R」に、ごみになる物は発生源から絶つ「Refuse (買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど)」を加えた「4 R」の普及拡大に取り組んできました。将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

【し尿・排水処理】

○地域特性を踏まえた公共用水域の水質を良好な状態に保つための方策の推進と周知・啓発活動の必要性

現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿及び生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進するとともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【町営墓地・斎場】

○需要増が見込まれる町営墓地と無縁化防止の取組の必要性

近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方が増加傾向である一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓

地の需要は高まっていくと予想されます。また、現在、無縁化が疑われる墓地はありませんが、墓地の継承及び合葬墓の利用の啓発など無縁化防止のための取組を継続して行う必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】ごみの減量化・資源化の推進

＜目標＞

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に4R運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

＜手段＞

- ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。
- 事業者に対し、排出事業者責任³や拡大生産者責任⁴の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組を促進します。
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更⁵について、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるよう努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発回数	回	リーセンター業務課資料	10 (令和6年度)	↗
事業者に対する排出事業者責任及び拡大生産者責任の徹底に関する指導・展開検査の実施率	%	リーセンター業務課資料	100 (令和6年度)	→
1人1日家庭系ごみ排出量	g	一般廃棄物処理実態調査	595 (令和5年度)	↘
1日平均事業系ごみ排出量	t	一般廃棄物処理実態調査	5.6 (令和5年度)	↘

³ 廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。

⁴ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようインセンティブを与えようというものです。

⁵ 令和7（2025）年度からは、高齢者のみの世帯も増加していることからペットボトル、カン、ビン等のステーション収集を戸別収集に切り替えた。令和8（2026）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するよう変更する予定。

【展開方向 2】し尿収集・処理体制の確保

＜目標＞

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、田園景観及び河川等の水辺景観を保全します。

＜手段＞

- チラシ等の配布や HP の活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理の必要性について啓発を行い、定期的な保守点検・清掃の実施及び法定点検の受検率の向上を図ります。
- 公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所からの生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するよう PR 活動を行います。
- 計画区域において、未整備箇所の整備を進めるとともに、計画区域外においては必要性がある区域から公共下水道を整備します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
浄化槽適正管理の広報回数	回	環境政策課資料	1 (令和6年度)	↗
水洗化・生活雑排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100	95.1 (令和6年度)	↗
公共下水道未接続戸数に対する接続戸数	戸	都市整備課資料	8 (令和6年度)	↗

【展開方向 3】町営墓地・斎場の適正管理

＜目標＞

町営墓地の無縁化防止に努めます。

＜手段＞

- 町営墓地の使用期限を設けるなどの検討を行うとともに、**合葬墓の利用促進など**、無縁化防止のための啓発を行います。
- 住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における使用許可取消及び使用権消滅の対象となる墓地数	0 (令和6年度)	→
無縁化防止のための啓発回数	回	環境政策課資料	1 (令和6年度)	↗
合葬墓の利用件数(生前予約を含む。)	件	環境政策課資料	110 (令和6年度)	↗

【基本目標2】生活基盤が充実したまち

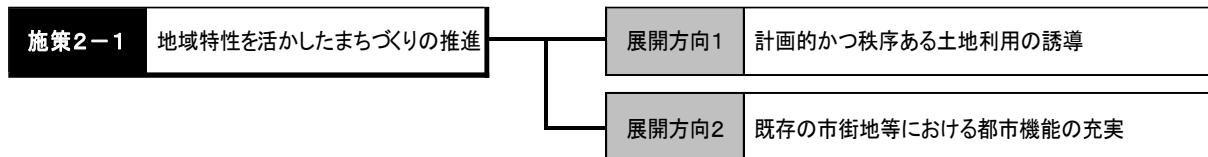
施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
DID地区の面積及び人口密度	km ² 人/km ²	国勢調査	3.79 km ² 5,669 人/km ² (令和2年度)	→

◆現状と主要課題

【土地利用・市街地】

- 本町の市街化区域は町域の約3割(460ha)だが法に基づき市街化調整区域内で新たな住宅立地が進行

令和7(2025)年3月31日現在、町域の約3割に当たる460haが既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約7割に当たる1,170haが市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。本町は、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められており、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までにおける市街化調整区域内の開発申請の区画数は約490区画となっています。

- 市街化区域の商業機能の低下及び期待される市街化区域内未利用地と市街化調整区域での産業誘致等

一方、市街化区域のうち、旧来の商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。他にも用途地域に応じた土地活用ができるない箇所もあり、新たに産業創出の地域を市街化区域内で計画することが困難になっています。

るため、市街化調整区域での産業誘致を図っていくことが望まれます。なお、市街化区域内の未利用地については、周辺の道路整備状況が整っていないこと、一団の土地としては広大なため需要が制限されるといった課題があります。

○これから的人口減少を鑑みて人口密度と都市機能、土地利用施策を変更する必要性

今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地では、人口集中地区（DID 地区）内の人口密度が低下し、行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。

○「広陵町都市計画マスターplan」「広陵町立地適正化計画」に基づいたまちづくりの必要性

令和 5 (2023) 年 6 月に都市計画の総合的な指針である「広陵町都市計画マスターplan」及び居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的な計画である「広陵町立地適正化計画」を策定しました。将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進することが求められます。

【景観】

○町内の景観資源を守り活かした景観づくり推進の必要性

本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値をさらに高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

＜目標＞

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

＜手段＞

- 都市計画マスターplanや立地適正化計画を元に、計画的な土地利用へと誘導できるよう、町の方針を定め、具体的な調査等を行っていきます。
- 市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく区域の見直しを検討します。
- 各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
市街化調整区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和6年度)	↖

【展開方向 2】既存の市街地等における都市機能の充実

＜目標＞

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

＜手段＞

- 都市計画マスターPLANに基づいた土地利用の誘導を図ります。**市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。
- 民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。
- 箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。**
- 町北部の箸尾準工業地域において、町が主体となったインフラ整備等により、新規企業の立地環境を整えます。**
- 竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
都市計画道路の整備率	%	都市整備課資料	61.6 (令和6年度)	↗
箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数	件	産業総合支援課資料	8 (令和6年度)	→
竹取公園の利用者数	人	都市整備課資料	春期:平日 1,328 人 休日 2,298 人 冬期:平日 518 人 休日 2,685 人 (令和6年度)	↗
竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づく県との個別協定締結数	件	都市整備課資料	6 (令和6年度)	↗

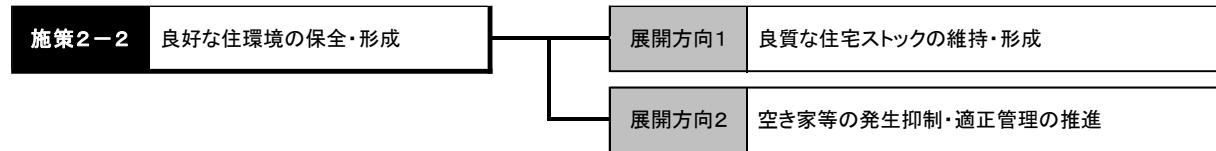
施策2-2 良好な住環境の保全・形成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民がいつまでも安全・安心で快適に住み続けることができるまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	80.8 (令和7年度)	↗
町外からの転入者数	人	住民基本台帳人口	976 (令和6年度)	→
既存住宅の耐震改修実施件数(町補助制度)	件	都市整備課資料	診断:4件 改修:2件 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

○本町は持ち家一戸建て比率が約7割を占める

令和5（2023）年10月1日現在、専用住宅（居住専用の住宅）の総数1万2,400戸のうち、所有関係別では持ち家が10,300戸（構成比83.1%）で突出しています。また、建てる方別では、一戸建が10,440戸で全体の84.2%を占めています。

○住宅の建設時期は1980年代から1990年代の割合が全体の約4割を占める

建築の時期別では、平成3（1991）年から平成12（2000）年が2,760戸（構成比22.3%）で最も多く、次いで昭和56（1981）年から平成2（1990）年の2,320戸（18.8%）の順であり、みささぎ台ニュータウン（昭和62（1987）年竣工）や真美ヶ丘団地（平成2（1990）年3月竣工）の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見て取れます。

○ライフスタイルなどを踏まえつつ快適に住み続けられる環境整備等の必要性

今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、様々な世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

○既存住宅・建築物の老朽化の進展

近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空き家が増加傾向¹にあります。これらの空き家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。また、町営住宅の老朽化対策として集約化に向けた取組を行っていますが、撤去対象住宅の転出がなかなか進まず、計画が停滞しています。

○今後の空き家等の増加懸念に対する所有者の管理責任など取組強化の必要性

「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」にある築年数が古い建物が多いエリアで、空き家等²の問題が顕在化しています。今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空き家等の更なる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空き家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空き家等の発生を抑制するための取組を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】良質な住宅ストックの維持・形成

＜目標＞

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

＜手段＞

- 民間の不動産業者との連携・協働のもと、様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住替えなどの支援に取り組みます。
- 耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組を促進します。なお、毎年の耐震補助制度の活用状況にはばらつきがあるため、国が推奨するメニューへ内容を移行し、町内全体的に建築物の耐震化の底上げを図ります。
- 高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、老朽化した町営住宅について、公民連携等による建替えや改修、用途廃止等を計画的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	令和7年度末に把握	↗
広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助件数	件	都市整備課資料	23 (令和6年度)	→

¹ 総務省の「令和5年住宅・土地統計調査」によると、令和5（2023）年10月1日現在、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13.8%であり、過去最高を記録している。

² 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

町営住宅全入居者数に占める耐用年数以内の町営住宅への入居者数の割合(町営住宅)	%	都市整備課資料	70.1 (令和6年度)	↗
---	---	---------	-----------------	---

【展開方向2】空き家等の発生抑制・適正管理の推進

＜目標＞

新たな空き家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

＜手段＞

- 空き家等の利活用に関する情報提供及び相談体制や、空き家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。
- 区・自治会、N P O、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り、管理体制の構築を推進します。
- 空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。
- 空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

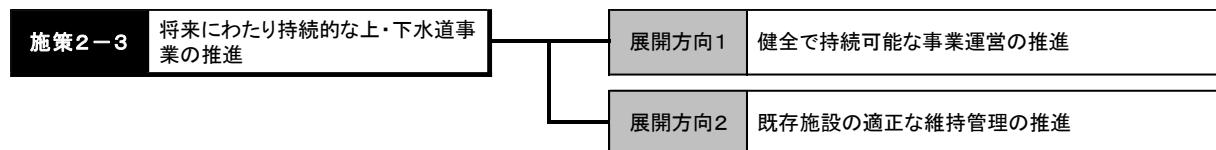
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
危険度総合評価がランクA・Bの空き家等の数	件	ランクA:このまま放置するのは望ましくない施設 ランクB:できるだけ早く対応を行うべき施設	ランクA:1 ランクB:8 (令和6年度)	↘
空き家コンシェルジュの利用者数	人	環境政策課資料	9 (令和6年度)	↗
空き家所有者に対する啓発回数	回	環境政策課資料	2 (令和6年度)	↗
老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数	回	環境政策課資料	2 (令和6年度)	↗
空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計)	件	環境政策課資料	12 (令和6年度)	↗

施策2-3 将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民及び事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
下水道施設のうち基幹管路の事故件数	件	都市整備課資料	0 (令和6年度)	↖
下水道の人口普及率	%	下水道利用人口 ÷ 総人口 × 100	98.5 (令和6年度)	↗
下水道経費回収率	%	使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100	81.4 (令和6年度)	↗
下水道管路施設の改善率	%	改築済み管路施設延長 ÷ 全管路施設延長 × 100	0.6 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【上水道】

○本町の水道事業は整備率 100%

本町の水道事業は、昭和 32 (1957) 年 4 月 1 日に供用を開始し、その後、住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、既に整備率は 100% に達しており、現在は主として真美ヶ丘配水場や大野配水池、総延長約 241km の配水管の維持管理を行っています。

○水道事業の料金回収率は100%を下回っている

水道事業は、地方公営企業法に定められた公営企業会計を採用しています。令和4(2022)年度の「広陵町水道事業経営比較分析表³」によると、本町の水道事業は、経常収支比率⁴、流動比率⁵ともに100%を超えており、経営は健全といえますが、料金回収率⁶が100%を下回っており、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われている状況にあります。

○水道事業の課題解決に向けた県域水道の一体化

令和7(2025)年4月1日に奈良県と本町を含む26市町村により構成される特別地方公共団体である奈良県広域水道企業団が設立されました。

水道事業の経営を共同で行うことで、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、直面する課題に連携して対応し、安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に提供していきます。

○安全な水道水の安定的供給のために老朽化進展状況等を踏まえた更新推進の必要性

将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和2(2020)年3月31日時点での法定耐用年数の40年を経過している延長が64.5km、全体の26.5%を占めている配水管について、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

【下水道】

○本町の下水道人口普及率は98.5%

本町の下水道事業は、昭和59(1984)年4月20日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和7(2025)年3月31日現在、下水道の人口普及率は98.5%に達しています。

○下水道事業の料金回収率は100%を下回っている

下水道事業は、平成29(2017)年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和5(2023)年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は100%を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率⁷が100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。

○総合的な経営改善策検討の必要性

将来の人口減少や節水傾向により使用料収入が減少する中で、下水道事業の健全経営を維持するため、毎会計年度の経営状況の把握及び分析を行い、適正使用料の検討に向けた基礎資料作成に取り組む必要があります。特に経費回収率が類似団体を下回る現状を踏まえ、使用料改定や費用平準化の仕組みを含めた総合的な経営改善策を検討することが不可欠です。なお、令和7(2025)年4月からの下水道使用料改定により回収率改善を

³ 公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業等の比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として毎年度公表している。

⁴ 「経常収益÷経常費用×100」であり、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

⁵ 「流動資産÷流動負債×100」であり、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

⁶ 「供給単価÷給水原価×100」であり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価することが可能。

⁷ 「下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

図りますが、人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入減少リスクを考慮すると、持続的な経営改善策が不可欠になっています。

○老朽化が進む下水管路施設について効率的な維持管理体制確立の必要

また、老朽化が進む下水管路施設については、施設の重要度やリスク評価を踏まえた優先順位付けが必要であり、国が示す「下水道ストックマネジメント計画指針」に沿って計画的に改築・更新を進めることができます。加えて、施設更新需要や維持管理費増大に対応するため、近隣市町との広域化や官民連携（ウォーターPPP導入）等の多様な手法を検討し、効率的な維持管理体制を確立する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】健全で持続可能な事業運営の推進

＜目標＞

水道及び下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

＜手段＞

- 水道事業について、事務の効率化や経費の削減に向けた取組を推進します。
- 県や近隣市町村との広域化について検討しつつ、既存施設の有効活用を図ります。
- 下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進するとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
水道料金の回収率	%	料金収益 ÷ 水道水供給費 × 100	90.4 (令和6年度)	↗
下水道経費回収率	%	使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100	81.4 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】既存施設の適正な維持管理の推進

＜目標＞

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の水道及び下水道施設の適正な維持管理を推進します。

＜手段＞

- 老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、配水管及び管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。
- 老朽化した配水管及び管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
水道配水管の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた配水管延長÷町全体の配水管延長×100	32.4 (令和6年度)	↖
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	14.0 (令和6年度)	↗
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和6年度)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0.6 (令和6年度)	↗

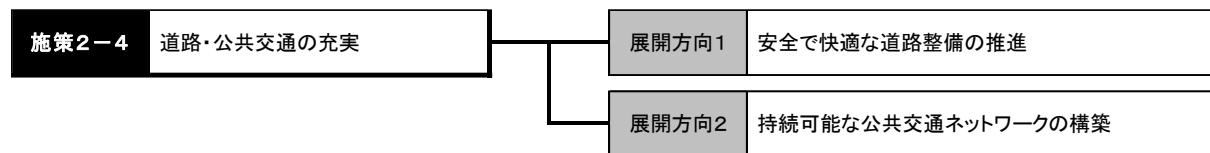
施策2-4 道路・公共交通の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
交通事故発生件数	件	奈良県警察本部 HP	61 (令和6年度)	↖
日常的に公共交通機関を利用する人の割合	%	住民アンケート調査	鉄道:43.4 路線バス:20.8 広陵元気号:4.9 タクシー:5.2 (令和3年度)	↗
「道路・公共交通の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	36.0 (令和7年度)	↖

◆現状と主要課題

【道 路】

○ 「都市計画道路」の整備率は 61.6%で概成済みを合わせると 90.5%の整備率

令和7（2025）年3月31日現在、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長 23.79km、このうち改良済み延長は 14.67km、整備率は 61.6%であり、整備率は本町を含めた比較対象 10 市町の中で高い方から 2 番目に位置しています。また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の 3 分の 2 以上又は 4 車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は 6.85km であり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は 21.52km、整備率は 90.5%であり、整備率は比較対象 10 市町の中で最も高くなっています。

○住民の生活道路は総延長の42.2%が幅員4.5m以下で安全で快適な通行に支障

住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和7（2025）年4月1日現在、総延長209kmのうち、42.2%に当たる約89kmが幅員4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。

○幹線道路の整備推進と生活道路の安全性確保に向けた対応が必要

まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、歩行者や自転車利用者にとって危険な箇所が多く、町民アンケートでも「道路・公共交通の充実」に不満を感じる住民のうち約14%が生活道路の危険性を指摘しています。高齢者や子どもなど交通弱者にとって、安全な通行空間の確保が大きな課題町道は限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

【公共交通】

○公共交通ネットワークの状況

本町の公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線の箸尾駅、近隣市に近鉄大阪線の大和高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。また、実証実験として令和6（2024）年11月からシェアサイクルを広域連携で導入し、令和8（2026）年度末まで実施予定です。

○鉄道利用の状況

町内唯一の近鉄箸尾駅の利用者数は、横ばい又は微減傾向ですが、今後、箸尾工業団地立地企業の操業とともに利用者の増加が見込まれます。

一方、現在、住民の多くは近隣市の五位堂駅や大和高田駅を利用しておらず、近隣市の鉄道駅への依存度の高さが課題となっています。

○路線バスの状況

近鉄五位堂駅に接続する真美ヶ丘線バスについては、利用増が見られます。一方、大和高田駅に接続する竹取公園東系統バスは利用者の低迷が続いているが、平成26（2014）年から町が実施している運行費補助により、運行が継続されていますが、民間事業者による路線バスの維持は厳しい現状です。

○コミュニティバス「広陵元気号」の状況

コミュニティバス「広陵元気号」は、利用者数・収支率ともに改善傾向にあり、特に病院・公共施設利用は増加し、生活交通として定着しつつありますが、複雑化する住民ニーズへの対応や利用環境整備が今後も必要となるため、課題の洗い出しを行う必要があります。

○公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要性

今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】安全で快適な道路整備の推進

＜目標＞

歩行者と自転車と自動車が共存し、誰もがより安全で快適に移動できる道路整備を推進します。

＜手段＞

- 住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の一つとして、今後も引き続き、都市計画道路を整備し、狭い道路についても、拡幅による通行環境の整備を推進します。
- 生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。
- 老朽化した道路や橋梁に対して優先順位付けを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。
- バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
都市計画道路の整備率（再掲）	%	整備済み延長÷計画延長×100	61.6 (令和6年度)	↗
町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合	%	都市整備課資料	41.2 (令和6年度)	↘
自転車ネットワーク計画で定めた自転車専用通行帯の整備延長	km	都市整備課資料	2.6 (令和6年度)	↗
既存橋梁のうち、Ⅲ（早期措置段階）・Ⅳ（緊急措置段階）判定施設数	橋	Ⅲ判定施設：構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 Ⅳ判定施設：構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 都市整備課資料	Ⅲ判定施設： 1 Ⅳ判定施設： 0 (令和6年度)	↘
歩道の改良率	%	規格改良済み（バリアフリー化）の歩道延長÷歩道総延長×100	7.0 (令和6年度)	↗
防災 100 年計画に基づき道路幅員 4m 以上を新たに確保した道路数	箇所	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】持続可能な公共交通ネットワークの構築

＜目標＞

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

＜手段＞

- 本町の公共交通のマスターplanである「広陵町地域公共交通計画」（令和4（2022）年3月策定、令和6（2024）年4月一部改訂）及びアクションplanである「広陵町地域公共交通利便増進計画」（令和5（2023）年10月策定）の計画策定期間が令和8（2026）年度末までとなっていることから、本町を取り巻く公共交通に関する現状整理のため、住民アンケートやビッグデータ等により現状を把握し、地域分析を行った上で、課題の洗い出しを行います。
- 公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
- 地域の輸送手段を総動員し、様々な住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
- 交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
- 民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
広陵元気号の1日平均利用者数	人/日	総合政策課資料	94 (令和6年度)	↗
路線バスによる鉄道駅(五位堂駅、大和高田駅)までの平日の運行便数	本/日	奈良バスなび Web	187 (平日) (令和6年度)	→
コミュニティバス及び路線バスの大和高田駅接続便数	便	総合政策課資料	41 (令和6年度)	→
コミュニティバス収支率	%	総合政策課資料	17.9 (令和6年度)	↗
民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)	人/日	総合政策課資料	4,336 (令和6年度)	↗
民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)	人/日	総合政策課資料	663 (令和6年度)	↗
町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数	回	総合政策課資料	14 (令和6年度)	↗
交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数	回	総合政策課資料	8 (令和6年度)	↗
バス利用促進に向けた民間事業者との連携数(累計)	件	総合政策課資料	8 (令和6年度)	↗

【基本目標6】地域が活性化するまち

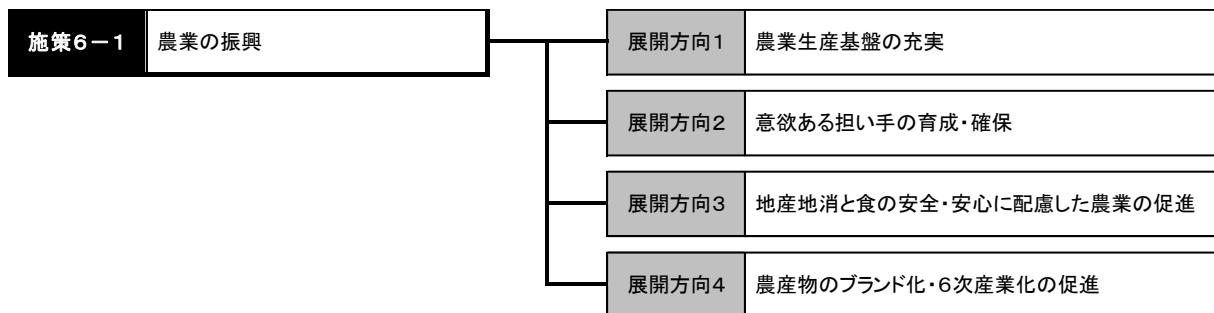
施策6-1 農業の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来にわたって持続可能な力強い農業が展開されているまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
耕地面積	ha	耕地面積統計	481 (令和6年度)	→
農家数	戸	農林業センサス	611 (令和2年1月1日現在)	→
認定農業者数	人	農業振興課資料	31 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積(累計)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗
農業産出額	百万円	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	550 (令和5年度)	↗

◆現状と主要課題

○なすや米の生産を中心に発展してきた農業、総農家数は減少傾向

本町の農業は豊かな水と肥沃な土壌を生かし、なすや米の生産を中心に発展してきました。特になすは、県内の主要な産地の一つとして知られており、近年ではイチゴや小

麦の栽培のほか、綿花の有機栽培も行われています。しかし、令和2（2020）年の農林業センサスによると本町の総農家数は611戸（販売農家310戸、自給的農家301戸）であり、平成27（2015）年と比較すると、193戸（販売農家70戸、自給的農家123戸）の減少となっています。

○農業生産基盤の整備や担い手の育成などの推進の一方で深刻化する担い手の不足と耕作放棄地の増加

本町はこれまで、関係機関・団体と連携し、特定農業振興ゾーンとして指定を受けた町内2地区（寺戸地区・百済川向地区）を中心に、ほ場や農道など農業生産基盤の整備や担い手の育成、イチゴの産地復活等をはじめ、農業振興に向けた各種支援施策の推進を行ってきました。認定農業者は、令和6（2024）年現在31人おり、新規就農者は、令和3（2021）年から累計で24名となり、内7名が認定新規就農者として新たに広陵町で営農を開始しました。しかしながら、農業を取り巻く情勢の厳しさは増しており、農家数の減少や農家の高齢化、それに伴う後継者不足といった問題があります。耕作放棄地（遊休農地）は令和2（2020）年の8.0haから10.7haにまで増加するなど、様々な問題が深刻化してきており農業の活力低下が懸念されています。

○減少傾向にある農業産出額と県平均を大きく下回る経営体当たりの産出額

農業算出額は、農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」によると、平成30（2018）年の8億円から令和2（2020）年には5.7億円と大きく減少したものの、令和2（2020）年から令和5（2020）年までは横ばい又は微減傾向で推移しています。経営体当たりの産出額は180万円と、奈良県平均（370万円）を下回る結果となっています。

○農産物の供給機能の向上、農業・農地の多面的機能の維持・発揮に向けた取組強化の必要性

このような厳しい状況下において、食料その他の農産物の供給機能はもとより、多くの住民からまちの魅力として高い評価を得ている豊かな自然環境の保全、ゆとりと潤いのある景観の形成、文化の伝承など、本町にとってかけがえのない地域資源の一つである農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を大切に守り、活かすための取組を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】農業生産基盤の充実

＜目標＞

農業生産基盤の機能向上に加え、農地の大区画化により限られた担い手で効率的な農業生産につながる基盤整備を推進します。

＜手段＞

- 農業用給排水路や農道等の農業生産基盤の適切な維持管理の活動に向けた取組を支援します。
- 農業用給排水路や農道等の農業生産基盤の改良や畦畔除去等による農地の大区画化に向けた取組を支援します。

- 最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実現に向けた取組を支援します。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで人・農地プランを策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。
- 県及び地元農業者との連携のもと、高収益作物への転換や農業振興に係るその他の施策を集中的かつ優先的に推進する特定農業振興ゾーンに関する協定締結を促進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
スマート農業を導入した農家数(累計)	戸	農業振興課資料	6 (令和6年度)	↗
ドローン等の機械貸出支援件数(累計)	件	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗
耕作放棄地の解消面積	ha	農業振興課資料	1.1 (令和6年度)	↗
特定農業振興ゾーン設定地区数(累計)	地区	農業振興課資料	2 (令和6年度)	↗
特定農業振興ゾーンの農地面積、農家戸数(累計)	ha 戸	農業振興課資料	28.5 104 (令和6年度)	↗
多面的機能支払交付金交付団体数	団体	農業振興課資料	11 (令和6年度)	↗

【展開方向2】意欲ある担い手の育成・確保

＜目標＞

将来にわたって持続可能な農業を展開することができるよう、次代の担い手となる農業者を育成・確保するとともに、農業経営基盤の強化に向けた取組を積極的に支援するとともに、多様な農業従事者の確保を進めます。

＜手段＞

- 地域農業の中核的な担い手となる、認定農業者や集落営農組合、農業経営の法人化の普及拡大による担い手確保を推進します。
- 今後も引き続き、農業塾を通じて新規就農者が農業について学べる機会の提供や、新規就農者の受入れ環境の整備を推進します。
- 次代の担い手となる農業者の確保が急務であることから、地域農業の担い手となる新規就農者の育成を行います。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで地域計画を策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。

○多様な担い手を確保するため、援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家の確保に努めます。

○農業経営における「多様な人材の獲得・活躍」の実現に向けた取組を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
法人経営体数	法人	農林業センサス	3 (令和6年度)	↗
町の支援を受けて設立した農業法人数(累計)	法人	農業振興課資料	1 (令和6年度)	↗
町の支援を受けて事業規模を拡大した農業法人数(累計)	法人	農業振興課資料	2 (令和6年度)	↗
法人化に向けた資金支援件数	件	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗
認定農業者数	人	農業振興課資料	31 (令和6年度)	↗
集落営農組合数(累計)	組合	農業振興課資料	4 (令和6年度)	↗
農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)	人	農業振興課資料	6 (令和6年度)	↗
農業規模拡大に向けた農地斡旋数(累計)	件	農業振興課資料	20 (令和6年度)	↗
新規就農者に対する農地斡旋数(累計)	件	農業振興課資料	5 (令和6年度)	↗
農業経営体に対する経理処理支援に係る拠点数	箇所	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗
新規就農者数(累計)	人	農業振興課資料	24 (令和6年度)	↗
営農計画の策定支援件数(累計)	件	農業振興課資料	17 (令和6年度)	↗
県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導件数(累計)	件	農業振興課資料	23 (令和6年度)	↗
援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家数(累計)	戸	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約した農地面積(累計)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗
農福連携を実施した農家件数(累計)	件	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗

【展開方向3】地産地消と食の安全・安心に配慮した農業の促進

＜目標＞

町内外のより多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

＜手段＞

- 安全・安心な地場産農産物の消費拡大を図るため、有機JASマーク¹や特別栽培農産物²の認証取得に向けた農業者の取組を支援します。
- 有機栽培・減農薬栽培を行う生産者を対象に、特別栽培農産物²の認証制度や各種補助制度等の周知を行い、環境にやさしい農業の普及に努めます。
- 地場産農産物の認知度向上及び地産地消の拡大に向け、学校給食における活用や直売所での購買力向上に係る支援等を図ります。
- 農薬の適正な使用及び安全性について、農業者の正しい理解の普及促進を図るため、国や県の実施する講習会等の周知を進めます。
- 地産地消の促進にも結び付くよう、住民が農業及び農地にふれあえる機会の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
有機 JAS マークの認証を取得した農業者の数(累計)	人	農業振興課資料	-	↗
特別栽培農産物の認証(JA奈良県認証)を取得した農業者の数(累計)	人	農業振興課資料	8 (令和6年度)	↗
地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)	回	農業振興課資料	25 (令和6年度)	↗
町内における農産物直売所数	店舗	農業振興課資料	13 (令和6年度)	↗
広陵町ファミリー農園利用者数	人	農業振興課資料	97 (令和6年度)	→
町内における農業体験イベント回数	回	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗
農業とふれあう事業への参加者数	人	農業振興課資料	136 (令和6年度)	↗
有機栽培・減農薬栽培に係る補助金等の交付団体数	団体	農業振興課資料	1 (令和6年度)	↗

【展開方向4】農産物のブランド化・6次産業化の促進

¹ JAS 法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、認証された生産者や事業者には、有機 JAS マークの使用が認められる。

² その農産物が、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50% 以下、化学肥料の窒素成分量が 50% 以下で栽培された農産物。

＜目標＞

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結び付くよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組みます。

＜手段＞

- 町内外の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進に努め、地場産農産物の消費額の拡大をめざします。
- 消費者や実需者のニーズに対応し、生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた取組を促進する「6次産業化」を支援します。
- ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用し、地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計) <small>(再掲)</small>	回	農業振興課資料	25 (令和6年度)	↗
6次産業化に取り組んでいる農家数(累計)	戸	産業総合支援課資料	3 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数(累計)	点	産業総合支援課資料	88 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物販売額	円	産業総合支援課資料	7,469,601 (令和6年度)	↗

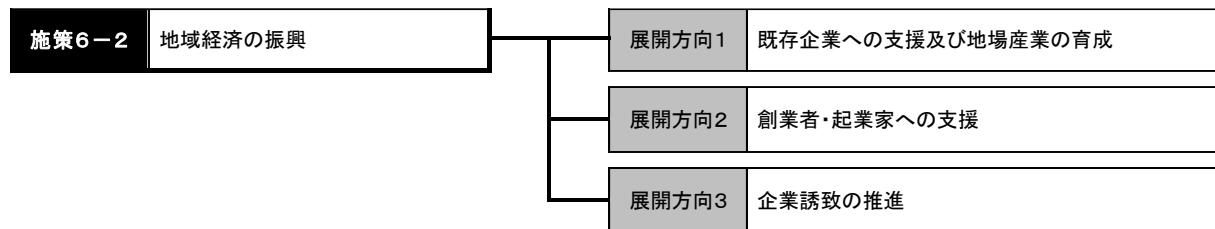
施策6-2 地域経済の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持するために、活発な経済活動が持続的に展開している“がんばる企業が集うまち”をめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町内事業所数	事業所	総務省「経済センサス-活動調査」	1,025 (令和3年度)	↗
町内事業所従業者数	人	総務省「経済センサス-活動調査」	9,057 (令和3年度)	↗
商工会会員数 (括弧内は町内事業者)	事業者	産業総合支援課資料	633(588) (令和6年度)	→
製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	百万円	奈良県「工業統計調査」	31,404 (令和5年度)	↗
商品販売額(小売業)	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	25,478 (令和3年度)	↗
町内売上高	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	103,362 (令和3年度)	→

◆現状と主要課題

○靴下製造業やプラスチック製造業が地場産業であり、製造業の産業集積がある町

本町の工業は、古くから靴下の生産が盛んで、靴下製造業を中心に、靴下仕上げや刺繡業など靴下生産工程別に分業が進み、高度な生産技術が受け継がれ、国内有数の生産高

を誇る産地として大きく成長してきました。近年は、安価な海外製品の流入により、生産量は大幅に低下し、靴下関連事業所数は減少していますが、長年にわたり脈々と引き継がれた生産技術を活かした魅力ある靴下を発信する企業は、今でも数多く存在しています。また、靴下以外にも、プラスチック製造業などの地場産業があります。

○事業所数、従業者数ともに減少傾向にあり、ほとんどが中小企業・小規模企業で構成

本町の事業所数（公務を除く。）は、1,025事業所、従業者数は9,057人で、いずれも年々減少傾向にあります。また、町内の事業所数と従業者数を従業者別規模でみると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が約99%となっており、町内に立地する事業所のほとんどを中小企業・小規模企業が占めています。

○「人材」「市場開拓・販路開拓」などの課題を抱える町内事業者

本町が令和5（2023）年度に町内に立地する事業者に対して行ったアンケート調査によると、今後強化したいものや課題については「人材」が27.4%で最も多く、次いで「市場開拓・販路開拓」が22.8%となっています。さらに、直近3箇年の経営指標については、半数以上の事業者が売上高、経常利益ともに減少したと回答しており、その要因について販路・市場の縮小、コスト増加などを挙げています。

○本町の立地特性を加味した産業用地の造成、企業誘致を進める必要性

町内の産業用地については、箸尾工業団地の造成により一定の移転ニーズが確認されました。町内で新規に提供可能な適地はいまだ限られています。現在稼働していない工場の再利用や遊休地調査などを実施し、産業用地としての活用を進める必要があります。また、企業誘致については、当町が大阪都市圏からのアクセスも可能で山間部等ではないことから、人材確保についても期待でき、比較的に土地単価を抑えられることも優位になると考えられます。企業側の進出ニーズについては、これまでの企業立地実績や箸尾工業団地の造成計画に基づく企業の立地に伴う引き合いがあり、町外企業だけではなく、集約移転や、工場拡張など町内企業も需要があることが認識されています。企業誘致に向けて、継続的な奨励措置等が求められます。

○既存商店が衰退する中、住民からの評価が高い買い物環境の強化の必要性

商業については、広陵北小学校地域の買物拠点が減少していることから、新たな商業拠点の整備が必要になっています。令和7（2025）年度に実施した住民アンケートでは、まちの魅力として「買い物が便利でよい」が3番目（45.6%）が多く、比較的高い評価が得られています。今後、住民だけではなく町外からの就労者など町内における交流人口の増加も期待されることから、町民サービス向上のために商業立地ニーズの高まりが期待でき、そのためにまちづくりの観点から、市街地への商業施設の整備を進めていくことが必要になっています。

○全国的な中小企業等の課題である後継者不足や事業承継などの状況を加味した産業施策を進めていく必要性

今後、全国的にも既存の中小企業・小規模企業では、経営者の高齢化や後継者不在によって、事業承継が困難さを増していくことが大いに懸念されている中、企業ニーズの的確な把握に努めながら、経営の安定化に資する対策を総合的に進めるとともに、新たな創業・起業への支援に取り組む必要があります。

○事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う**ビジネスサポートセンター**を開設

このような状況下、本町では令和2（2020）年12月「自社の技術を活かして新しい販路を見つける」、「どうすればよいか？」、「顧客を増やすために新しい商品やサービスを考えたが、どのようにPRすればよいか？」等々、事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う「**ビジネスサポートセンター**」を開設しています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】既存企業への支援及び地場産業の育成

＜目標＞

既存の中小企業・小規模企業が安定した経営を継続できるよう、経営基盤の強化に向けた取組を支援します。

＜手段＞

- 大型商業施設と既存商店が共存共栄し、住民が日常生活に必要な買い物や飲食等の消費を地域内で満たすことができるよう、ハード・ソフトの両面から多様な需要に対応した商業環境の整備を検討します。
- 広陵町商工会、ビジネスサポートセンター**との連携のもと、第三者への承継も含めた事業承継対策を推進します。
- 新商品の開発や販路開拓に意欲的に取り組む企業を業種に関わらず幅広く支援するため、各種補助制度や**広陵町商工会、ビジネスサポートセンター**による伴走型支援の充実と活用の促進を図ります。
- 新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、产学研連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを推進します。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する重要性が高まりつつある中、ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組を支援します。
- 靴下をはじめとする地域ブランド商品をより多くの人々に利用してもらえるよう、町内外に向けて既存企業の優れた製品・技術を積極的にPRするとともに、経営基盤の強化に向けて、必要な取組を既存企業とともに検討できる環境の整備に努めます。
- 地場産業である靴下のブランディングを行い、町内外に向けて既存企業の優れた製品、技術を積極的にPRし、経営基盤の強化に向けて、必要な取組を既存企業とともに検討できる環境の整備に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町の支援により事業承継した中小企業・小規模企業の数（累計）	社	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗

町の支援を受け売上げが増加した事業所数	事業所	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターにおける既存企業の新商品等開発及び情報発信に関する相談受付件数	件	産業総合支援課資料	657 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターにおける新規事業開発に関する相談受付件数	件	産業総合支援課資料	98 (令和6年度)	↗
設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数	事業所	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗
製品の高付加価値化、新規の販路開拓、情報発信に向けた伴走型支援を行った事業所数	事業所	産業総合支援課資料	28 (令和6年度)	↗
町の優遇・支援を受けて新規事業を開始した企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	産業総合支援課資料	7 (令和6年度)	↗
DX推進に係る地域内企業のマッチング支援件数(累計)	件	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術の町内外への積極的なPRの支援件数	件	産業総合支援課資料	13 (令和6年度)	↗
「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等に参加する事業所数	事業所	産業総合支援課資料	29 (令和6年度)	↗
先端設備導入計画の策定件数	件	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
町内事業者交流会の開催件数	回	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
広陵くつした認定ブランド数	件	産業総合支援課資料	10 (令和6年度)	↗

【展開方向2】創業者・起業家への支援

＜目標＞

町内で創業・起業を希望する方に対し、創業・起業前から創業・起業後の経営安定化まで切れ目のない支援を推進します。

＜手段＞

- 創業・起業に対する需要の把握に努めながら、町のサポート促進を図ります。
- 広陵町商工会やビジネスサポートセンターとの連携のもと、創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	19 (令和6年度)	↗
創業・起業を目的とした町の各種補助制度の利用件数(累計)	件	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
創業・起業を目的とした町の補助制度の利用件数	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターでの創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数(累計)	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターにおける創業・起業に関する相談受付件数(累計)	件	産業総合支援課資料	22 (令和6年度)	↗

【展開方向3】企業誘致の推進

＜目標＞

町外からの新規立地企業を増やし新規雇用や産業集積につなげ、新たな産業の創出とともに、既存企業の規模拡大の支援に取り組みます。

＜手段＞

- 新規立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵北小学校地域の活性化及び町全体の発展に資する重要な事業として、地権者の理解・協力のもと、箸尾準工業地域における工業用地造成事業を推進します。
- 町全体の発展に資する重要な事業として、新たな産業用地を検討し、地権者の理解・協力のもとで推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町の優遇・支援を受けて立地した全企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗
町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業の数(累計)	社	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	↗
箸尾準工業地域工業用地造成事業の進捗率(累計)	%	土地開発公社の概算事業費に対し、実際に支出した事業費の割合	100.0 (令和6年度)	↗

箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数(再掲)	件	産業総合支援課資料	8 (令和6年度)	→
企業立地奨励金制度対象企業数	社	産業総合支援課資料	2 (令和6年度)	→
雇用奨励金支払額(累計)	千円	産業総合支援課資料	2,358 (令和6年度)	↗
企業立地奨励金を活用して立地した企業の固定資産税額(累計)	千円	産業総合支援課資料	35,515 (令和6年度)	↗

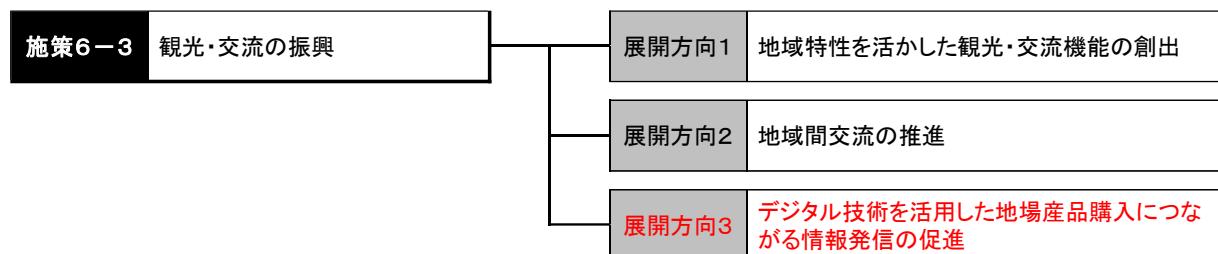
施策6-3 観光・交流の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちをめざすとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちをめざします。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
観光入り込み客数	人	産業総合支援課資料	96,484 (令和6年度)	↗
集客イベント及び観光拠点における消費額	千円	産業総合支援課資料	66,535 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【観光】

○本町には、町内外から多くの人々を引き込む主要な地域資源として、四季折々の草花が咲き誇る馬見丘陵公園、子どもから大人まで住民の憩いのスポットである竹取公園などが存在しています。加えて、「広陵かぐや姫まつり」、「靴下の市（春・秋）」、「クリスマスフェスタ」などの大型イベントが定期的に開催されています。町内外から多くの人々や消費を町内へと引き込み、将来にわたって地域経済社会の活力の維持・増進を図るために、県をはじめとする関係機関との連携・協働のもと、様々な地域資源の魅力の向上に取り組むとともに、本町ならではの地域資源や魅力を町内外に向けて効果的にアピールする必要があります。

○そこで近年、竹取公園を活用した集客事業の事例づくりに取り組み、町や商工会等が行う旧来のイベントに加えて、民間主催者によるイベントの定期開催が実現し、竹取公園周辺地区への動員数も増加しました。一方、人流を町内の魅力的なスポットや店舗等に誘引し、町内での消費に繋げる施策が不十分であるという課題が残っています。来町者向けに積極的にサービスを提供する事業者と協力し、中南和エリアのお土産や飲食等の需要、近県及び県内住民の週末のプチ贅沢等の県が進める典型的な「奈良らしい観光」

の隙間を埋める需要開拓に取り組み、何度も訪れたくなる町内の魅力の掘り起こしと磨き上げを行うことが望まれます。

○地域資源を活かした賑わいの拠点づくりの実現には、単なる発信に留まらず旅行者・来町者の誘引や消費につながる取組が求められます。従来のような町が単独で事業を行うのではなく、実際に商品・サービスを提供する民間事業者との連携を密にし、町内の魅力や需要を掘り起こし、消費獲得に向かう熱量を町全体で高めなければなりません。その為に、関係団体等と課題を共有し、対話を通じて共に取り組む「協働」の姿勢で事業に取り組むことが不可欠です。

【地域間交流】

○本町は、大和高田市、御所市、香芝市及び葛城市の4市1町で構成される葛城地域観光協議会に参加しているほか、令和7(2025)年度からは大和郡山市、平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の1市8町で構成されるWESTNARA広域観光推進協議会にも参加し、近隣市との連携による観光PR活動に取り組んでいます。また、福井県美浜町と友好交流協定を、愛媛県東温市と包括連携協定を、奈良県曾爾村と商工振興や観光・交流等に関する連携・協力協定を締結しており、関係各位の理解と協力を得て、最適な広域連携体制づくりに取り組むことが望まれます。

○今後も引き続き、お互いに活力を高め合いながら、持続的な発展を遂げることができるよう、地域資源や特性を相互に有効活用することで、地域間でのヒト・モノ・カネの活発な動き（対流）を創出する必要があります。

【デジタル技術を活用した情報発信】

○デジタル技術を活用した情報発信は、情報の集約・整理や閲覧数を増やすことには成功しましたが、現状としては表層的な情報発信に留まっている部分もあり、産業支援として役割を果たす余地は少なからずあります。

○適切な情報発信の努力を継続しつつ、町が発信する情報が来町者の増加や地場産品の購入、町内でのサービス利用につながる出口の導線づくりを意識した改善や町が率先して国や県が運営する観光サイト・データベースへの情報掲載を進めること、さらに、事業者にも情報提供を求め、公民が共に旅行関連媒体への掲載強化に努めることで、インターネット上の本町の観光情報の総量を増加させることなどが必要です。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域特性を活かした観光・交流機能の創出

＜目標＞

まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結び付くよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化と併せ、まちを訪れた人を町内に循環させ、消費の活性化を図ります。

＜手段＞

○竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、その魅力を効果的に情報発信します。

- 住民・事業者とともに、新たな地域資源を掘り起こすことで、まちのにぎわいや魅力の再認識につなげていきます。
- 既存の町主催、共催及び後援の大型イベントが、より多くの人々を引き込める魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。
- 広陵町内で飲食店や小売店等を営む事業者に対して、観光消費活性化協力事業者への登録を呼びかけ、登録のあった事業者には集客イベントの情報提供や誘客のための情報発信支援等を行います。
- 新たに集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に結び付くよう、使用可能な場所の情報提供及び拠点提供等の支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、中小規模のイベントや動画配信等のインターネットを活用したイベントの開催を支援します。
- 町の魅力や特長を広く認知してもらえるよう、行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の本町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町 HP 上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	産業総合支援課資料	106,968 (令和6年度)	↗
町 HP 上での地域資源の発信に関する情報提供ページ件数(累計)	件	産業総合支援課資料	171 (令和6年度)	↗
検索キーワード「広陵町」で主要な検索エンジンにインデックスされた Web ページ件数	件	産業総合支援課資料	7,790,192 (令和6年度)	↗
町 HP・パンフレット等で紹介している観光ルート数	ルート	産業総合支援課資料・生涯学習文化財課	20 (令和6年度)	↗
竹取公園地区における集客事業の実施件数	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	↗
竹取公園を活用した集客イベントの動員人数	人	産業総合支援課資料	38,165 (令和6年度)	↗
町が主催・共催及び後援した集客イベントの動員人数	人	産業総合支援課資料	62,827 (令和6年度)	↗
工場(オープンファクトリー)における観光見学・体験プログラム開催数(累計)	回	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
広陵くつした博物館での靴下販売点数	点	産業総合支援課資料	744 (令和6年度)	↗
広陵かぐや姫まつりの動員数	人	産業総合支援課資料	18,865 (令和6年度)	↗

集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	↗
広陵町内でのデジタル情報発信に関する勉強会・ワークショップ・セミナー等の開催数	回	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
広陵町観光消費活性化登録事業者店舗での年間消費額	円	産業総合支援課資料	令和8年度以降に把握	↗
広陵町観光消費活性化登録事業者の登録件数	件	産業総合支援課資料	35 (令和6年度)	↗

【展開方向2】地域間交流の推進

＜目標＞

他自治体との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合いながら、**地域間交流**が単なる関係構築に留まらず、互いの経済的なメリットにつながる関係づくりを進めます。

＜手段＞

- 交流体験を通して学んだことを友達と共有するなど、知識や体験が伝授されることにより、より感受性が豊かな子どもの育成に結び付くよう、福井県美浜町との交流事業の充実を図ります。
- 地域のイベントにおいて、協定締結市町村の特産品を相互に販売し合うなど、前例にとらわれることなく、より高い費用対効果を伴った交流事業を推進します。
- 広域連携**によって町内の観光資源の魅力を高め、県等の観光戦略によって増加が見込まれる滞在型観光客の取り込みを含む観光誘客の最大化に取り組みます。
- 他自治体との地域間交流の実績や情報を積極的に情報発信することで、より多くの自治体が本町に興味をもち、交流機会の創出に結び付けます。
- 本町主催イベントへの他自治体の新規誘致や他自治体主催イベントへの積極的な参加等、率先して地域間交流のきっかけを創出し、交流人口の拡大を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
観光交流や産業に関する連携・協力協定を締結した自治体の数	自治体	総合政策課資料	5 (令和6年度)	↗
観光交流や産業に関する協議体、団体等への参画数	件	産業総合支援課資料	7 (令和6年度)	↗
地域間交流事業への参加者数	人	産業総合支援課資料	0 (令和6年度)	↗
連携・協力協定を締結した自治体相互間の地場産品販売総額	円	産業総合支援課資料	73,440 (令和6年度)	↗
他自治体を誘致した本町のイベントと本町が参加した他自治体のイベント数	件	産業総合支援課資料	3 (令和6年度)	↗

友好交流都市交流事業実施件数	件	産業総合支援課資料	12 (令和6年度)	→
町、県及び所属する広域観光団体等のHP・パンフレット等で紹介している広陵町内のスポットを含む観光ルート及び観光コンテンツの数	件	産業総合支援課資料	20 (令和6年度)	↗

【展開方向3】デジタル技術を活用した地場産品購入につながる情報発信の促進

＜目標＞

「かぐや姫伝説」や古墳をはじめとした史跡、寺社仏閣、町内の魅力的なスポットや地場産品、イベント等に関する情報をデジタル技術の活用により一元的に集約し、町の魅力や特長を広く認知してもらえるよう発信します。また、情報発信を入口として地場産品の認知と消費を拡大します。

＜手段＞

- 行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の本町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。
- 町HP等への情報の集約・整理及びアクセス増加に努め、町が発信する情報が来町者の増加や地場産品の購入、町内でのサービス利用につながる導線づくりに取り組みます。
- ふるさと納税を、デジタル技術を活用した情報発信から地場産品等の購入につなげる窓口のモデルケースとしてとらえ、返礼品提供事業者や中間事業者と連携して、情報発信の強化と寄附額の向上に努めます。
- 本町の代表的な地場産品である靴下について、産地としての知名度とブランド価値の向上を目的とする「広陵くつした」の取組を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町HP上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	産業総合支援課資料	106,968 (令和6年度)	↗
町HP上での地域資源の発信に関する情報提供ページ件数(累計)	件	産業総合支援課資料	171 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の寄附額	千円	産業総合支援課資料	130,919 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の寄附件数	件	産業総合支援課資料	6,545 (令和6年度)	↗
ふるさと納税返礼品調達に係る仕入額	千円	産業総合支援課資料	32,729 (令和6年度)	↗

広陵くつした博物館及び「広陵くつした」公式 EC サイトでの靴下販売点数	点	産業総合支援課資料	744 (令和6年度)	↗
広陵くつした博物館及び「広陵くつした」公式 EC サイトでの靴下販売額	千円	産業総合支援課資料	1,115 (令和6年度)	↗